

【拡散希望】岩手県からの回答

「日本未来の党」は瓦礫の広域処理「見直し」を公約として掲げている。

震災復興のために被災地のガレキ処理が重要かつ不可欠だが、**全国各地の国民に不安を与えている現状の広域処理は見直す。放射能汚染の拡散リスクを最小化することを最優先**した上で、廃棄物処理の原則(3R＝減らす・再利用・リサイクル)や化学物質・重金属汚染のリスクを慎重に見極めながら、柔軟に多様な処理方法を適用しつつ、迅速に進める。

◆震災復興のための震災がれき処理

そこで同党の達増氏が知事を務める岩手県に、この「**公約に対する知事の見解**」について質問したところ以下の通り回答が来た。

このたびは、県政に関する御提言をお寄せいただき、ありがとうございました。
御提言いただいた件につきまして、次のとおり回答いたします。

岩手県の災害廃棄物は約525万トンと推計され、県全体の一般廃棄物量の12年分にも相当する膨大なものです。現在、災害廃棄物は各市町村の仮置場に山積みになっている状況ですが、まちづくりや防潮堤の整備等に当たり支障となる場所も多く、復旧・復興の妨げとなっております。

災害廃棄物の処理については、早期処理の必要性、県内処理施設の能力や国の処理指針等を総合的に勘案して平成26年3月末までに処理を完了すべく、市町村の清掃センターだけでなく、太平洋セメント等の民間施設など県内の既存施設を最大限活用するほか、仮設焼却炉も設置して処理を進めておりますが、県内の処理施設だけでは期限内に処理することができないことから、どうしても県外の皆様に広域処理をお願いせざるを得ない状況となっております。

災害廃棄物の期限内処理のためには、県として広域処理は引き続き必要であると考えており、一日でも早い被災地の復興を目指して最善の努力を続けていきますので、何卒ご理解とご支援をいただければ幸いです。

なお、環境省のホームページに広域処理情報サイトが開設されています。広域処理についてよくある質問に対する回答などが示されていますので、参考までにお知らせします。

<http://kouikishori.env.go.jp>

※文書を添付しております。(ワードファイル)

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
岩手県 環境生活部 廃棄物特別対策室
FAX019-629-5399
E-mail AC0007@pref.iwate.jp